

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

(第1編 地域福祉計画)

基本目標1 共通理念の設定と福祉の持続可能性

基本方針1 共通理念の設定

各種計画において、計画に掲げる理念と目標は不可欠です。その理念の設定にあたっては、30年後の本市を創造し、市民全体に浸透する、簡潔でわかりやすい目標が必要になると考えます。

本計画の基本理念「共に考え 共に支え合う あったかもちぎ」に象徴されるように、みんなが心からあったかいと覚えること、春の日差しのようなあったかさが、各種計画の根底に流れるものとするため、本市の福祉系の計画にはすべて「あったか」が示されるよう理念の設定に心掛けるものとします。

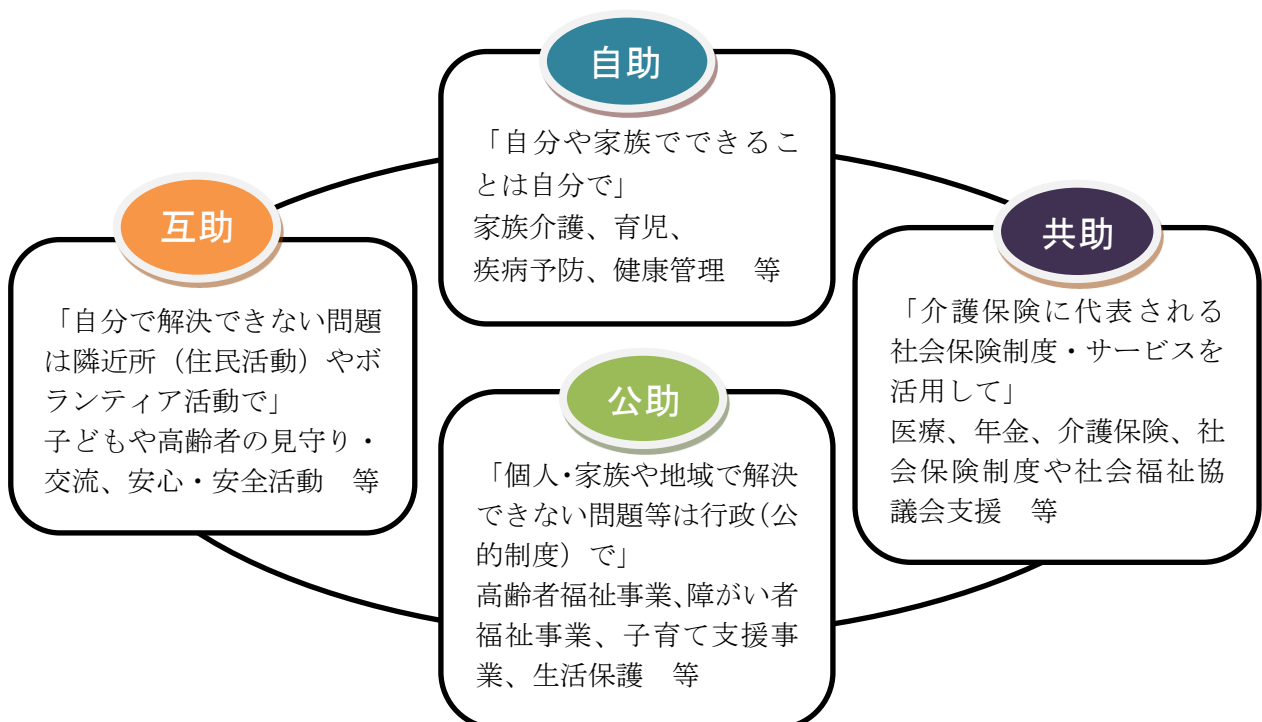
基本方針2 持続可能性の高い福祉

①自助・互助・共助・公助の役割分担

これからの福祉を考えるうえで、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」のバランスを取ることが必要です。

特に、社会の複雑化や効率化とともに薄れてきた、「互助」・「共助」を改めて高めていくことが重要であると考えます。福祉の持続可能性を考える上でも、改めて「互助」・「共助」の充実と、それを支える行政の役割を明確にしていきます。

◇地域福祉と自助・互助・共助・公助のイメージ



②福祉圏域の設定

地域に密着した福祉活動の展開を図るためには、福祉の基本単位となる「福祉圏域」を設定し、必要な諸条件を整備する必要があります。

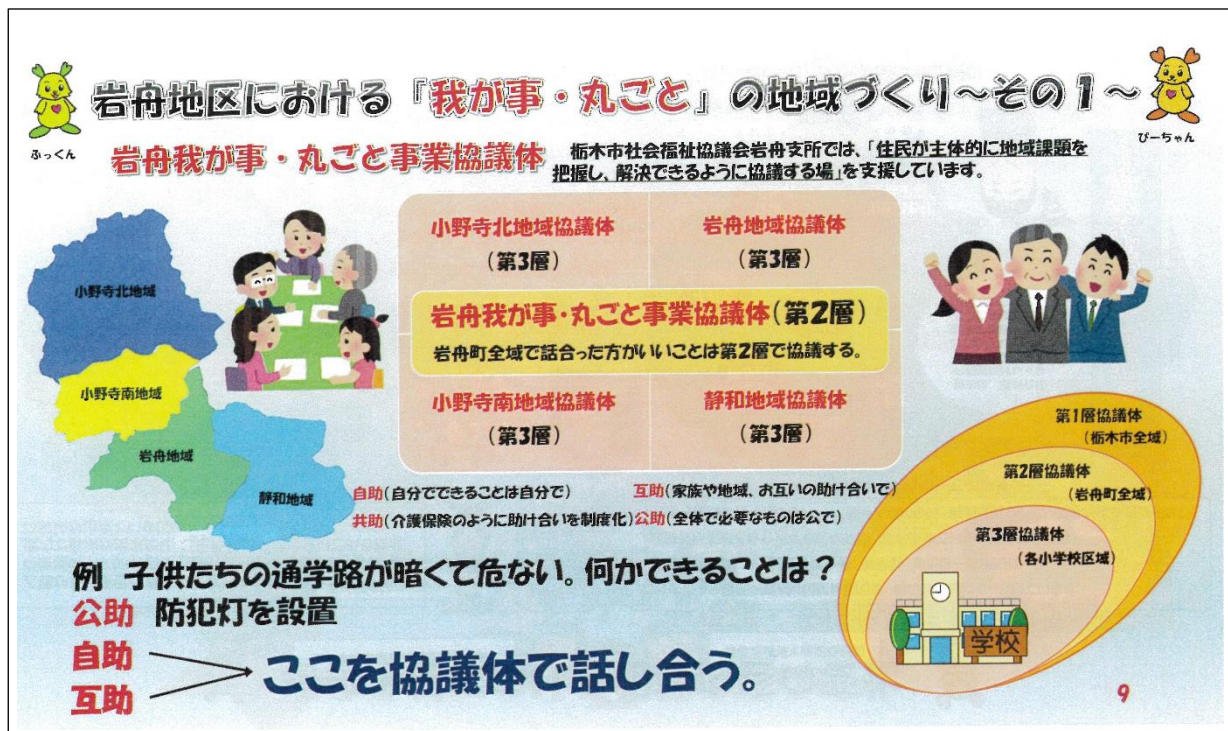
本市では基本設定（福祉圏域）として、全市を対象とした「第1層」、中学校区を対象とした「第2層」、小学校区を対象とした「第3層」に区分し、それぞれの圏域単位で取り組む分野や体制を明確にし、事業展開を図ることとします。

階層	圏域の概念・役割等	主な組織・活動等
第1層 大圏域 (市全体)	市全体を範囲とするもので、基幹的な相談支援機関の運営や、各種計画の立案、施策・事業の実施に取り組みます。専門的かつ複合的で高度な課題への対応も不可欠であり、地域包括支援センターを始めとする公的な相談支援機関・専門機関等が多職種連携によるネットワークを構築し、課題の解決に向けた取組が期待される圏域です。	・栃木市 ・市社会福祉協議会 ・子育て世代包括支援センター（すこやか子育て相談室） ・地域包括ケア推進会議 ・障がい者等自立支援協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・権利擁護支援地域連携ネットワーク ・生活保護 ・配偶者暴力相談支援センター ・こども家庭総合支援拠点
第2層 中圏域 (中学校区)	地区社会福祉協議会や地域包括支援センターなどが組織され、行政等機関や事業所等とも連携しながら自治会活動や福祉活動が行われている範囲です。地区社会福祉協議会、地区懇談会等との関わり等により、地域で課題の把握及び解決を試みるような取組が期待される圏域です。	・地区社会福祉協議会 ・日常生活圏域個別ケア会議 ・地区懇談会
第3層 小圏域 (小学校区)	自治会等を基礎単位とし、地域の防犯や防災活動、サロン活動、行事・祭礼などの活動が日常的・定期的に行われている範囲です。行政とのパイプ役として公共的な性格も持ち合わせており、市や社会福祉協議会等関連組織の支援を受けつつ地域の福祉ニーズの把握と課題解決に主体的に関わることが期待される圏域です。	・自治会・シニアクラブ ・子ども会育成会 ・民生委員・児童委員 ・高齢者ふれあい相談員 ・地域支え合い活動推進

◇岩舟地区における地域づくり

岩舟地区においては、岩舟町全域を対象に「第2層」の協議体を組織し、そのなかに小野寺北地域、小野寺南地域、岩舟地域、静和地域の4つの「第3層」の協議体を組織し、活動が行われています。

「我が事・丸ごと」の地域づくりとして、「第3層」の協議体ごとに「地域の現状・課題」や「今後の対策・重点施策」などについて話し合いが行われ、さらに「我が事・丸ごと」の地域づくり事業や体制などについて検討するとともに、岩舟地域全体の取り組みとして「第2層」協議体でも協議し、体制整備等が進められています。



また、専門機関や関係機関同士のネットワークを構築し、支援の仕組みづくりを行う「ちーむわがまる」の組織化に取り組んでいます。「ちーむわがまる」は、「岩舟地域包括支援センター」と連携・協働し、協議体での話し合いの内容を踏まえた活動に対する支援調整を行い、協働による課題解決を目指します。

栃木市社会福祉協議会・岩舟支所は、協議体の話し合い等活動を支援するとともに、「ちーむわがまる」に専門機関の一員として参画します。

③活動資金の確保

地域における福祉活動を行うためには、活動資金（財源）を確保する必要があり、福祉活動・制度の持続性を高めるためには、公的な財源に加え、募金や寄附、ファンドレイジング等の新たな財源の確保が必要です。

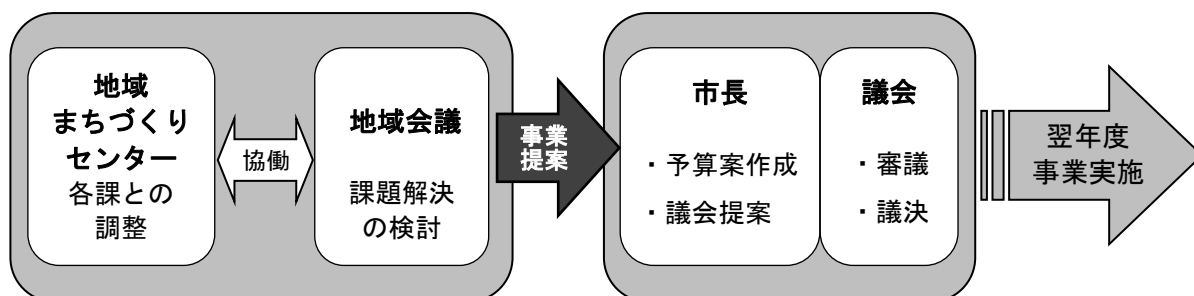
本市では、これまで地域自治制度（地域予算制度）により、地域の課題を解決するための予算の使い道を市に提案し、議決を経て市の予算に反映・実施してきました。

今後、地域における福祉活動を推進するにあたり、財源の確保に向けて検討を行うとともに、各種施策を展開するにあたっては、資金確保の方策を含めて検討する意識づけを行います。

◇活動資金の確保

自助	各個人による支出（介護保険等）
互助	自治会等会費、地域自治制度（地域予算提案制度）、社会福祉協議会等で行われる各種募金、様々な寄附など
共助	社会福祉協議会会費、ファンドレイジング、介護保険など
公助	市における予算措置、栃木市ふるさと応援寄附（ふるさと納税）

◇地域予算提案制度



◇栃木市ふるさと応援寄附（ふるさと納税）の使途（抜粋）

事業名称	主な内容
福祉で栃木づくり事業	健康福祉の増進など地域福祉の向上のために利用させていただきます。
スポーツで栃木づくり事業	スポーツ大会やスポーツ施設設備、ジュニア育成などスポーツ振興のために利用させていただきます。
文化で栃木づくり事業	文化の振興を図り、個性的な地域づくりを行うために利用させていただきます。
本で栃木づくり事業	本の購入など図書館の充実のために利用させていただきます。
市民活動で栃木づくり事業	市民の主体的参加による公益的な市民活動を推進するために利用させていただきます。
栃木の教育支援事業	とちぎ吾一奨学金や学校施設整備などの学習支援のために利用させていただきます。
栃木の子育て支援事業	子どもの居場所づくりなどの子育て支援のために利用させていただきます。

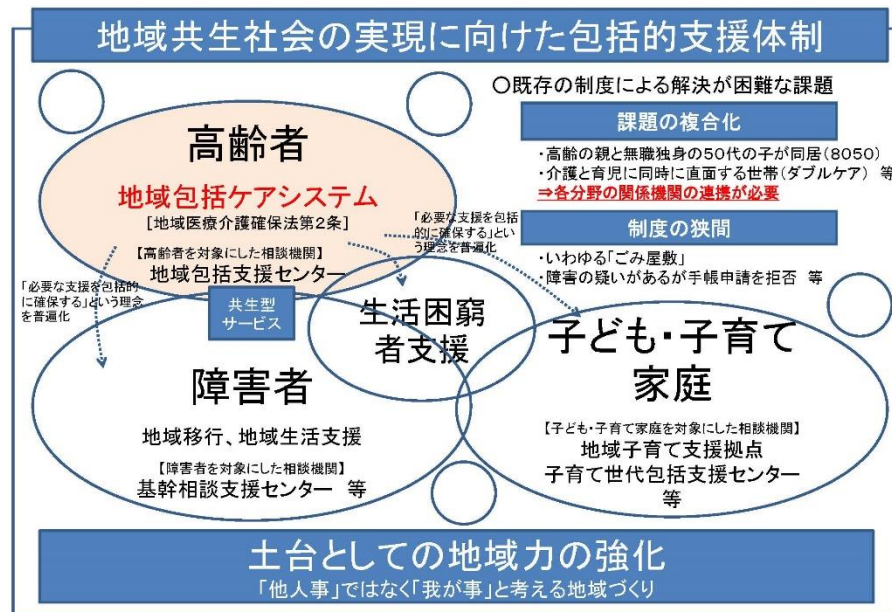
※寄附者の想いをまちづくりに反映させるため、申込時に寄附金の使い道を指定していただいている。

基本目標2 地域福祉の共通事項の重点化・明確化

基本方針1 地域共生社会の実現

急激に進む超少子高齢社会、人口減少社会の中で、行政だけでなく地域においても、分野横断的に対応する体制や制度が求められます。

今後、本市において定める個別計画においては、本地域福祉計画において定める、「あったか」の共通理念とともに、「地域共生社会の実現」の考えなどを共通のものとし、制度の狭間をなくす計画立案、制度設計に取り組めます。



資料：厚生労働省

基本方針2 居住と移動、就労の支援

地域生活を送るうえで、住まいと生活の足、働く場の確保は必須事項となるものです。これまでの福祉において、ともすれば見過ごされがちであったこれらの分野を、しっかりと意識し、全世代にわたり制度化し、相談・支援が可能な体制づくりを確立していく必要があります。

◇居住・就労等の支援例

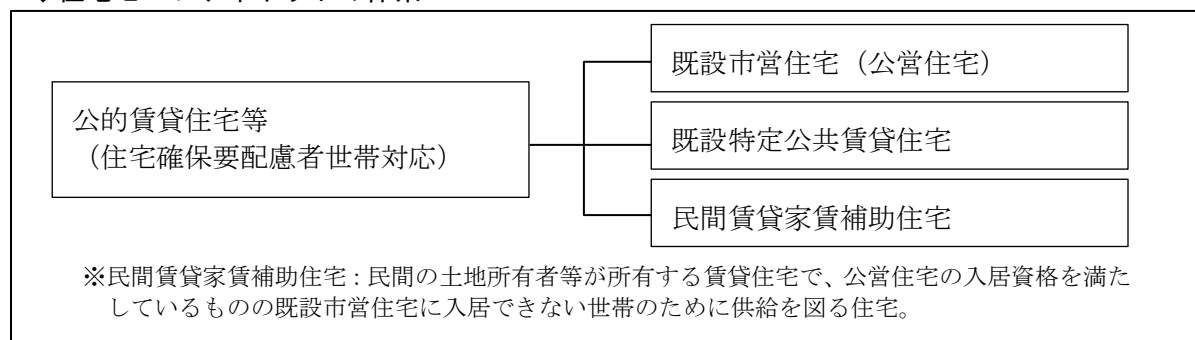
	住まい	生活の足	働く場
自助	持家、借家（民間賃貸住宅）	自家用車等	
互助	とちぎ「あんしん賃貸支援事業」	ファミリー・サポート・センター事業による送迎	住民参加型福祉サービス等
共助	介護保険施設（特別養護老人ホーム等）	障がい者等移送サービス	シルバー人材センター 福祉農園、作業所
公助	市営住宅、特定公共賃貸住宅、民間賃貸家賃補助住宅、生活困窮者自立支援制度（住宅確保給付金）	公共交通、福祉タクシー券	ハローワーク、就労継続支援、生活困窮者自立支援制度（就労準備支援・就労訓練）

「住まい」については、「栃木市住生活基本計画」（平成 30 年 3 月）において示されている住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する基本的な方針を基本としつつ、高齢者や障がい者、生活困窮世帯等に対応する住宅支援について適切に対応していくことが求められます。

「生活の足」については、鉄道や路線バス等の公共交通を基本に、福祉タクシー券や障がい者等移送サービスなどの既存支援を踏まえ、高齢者や障がい者などの交通弱者及び郊外部における支援方策を検討していくことが求められます。

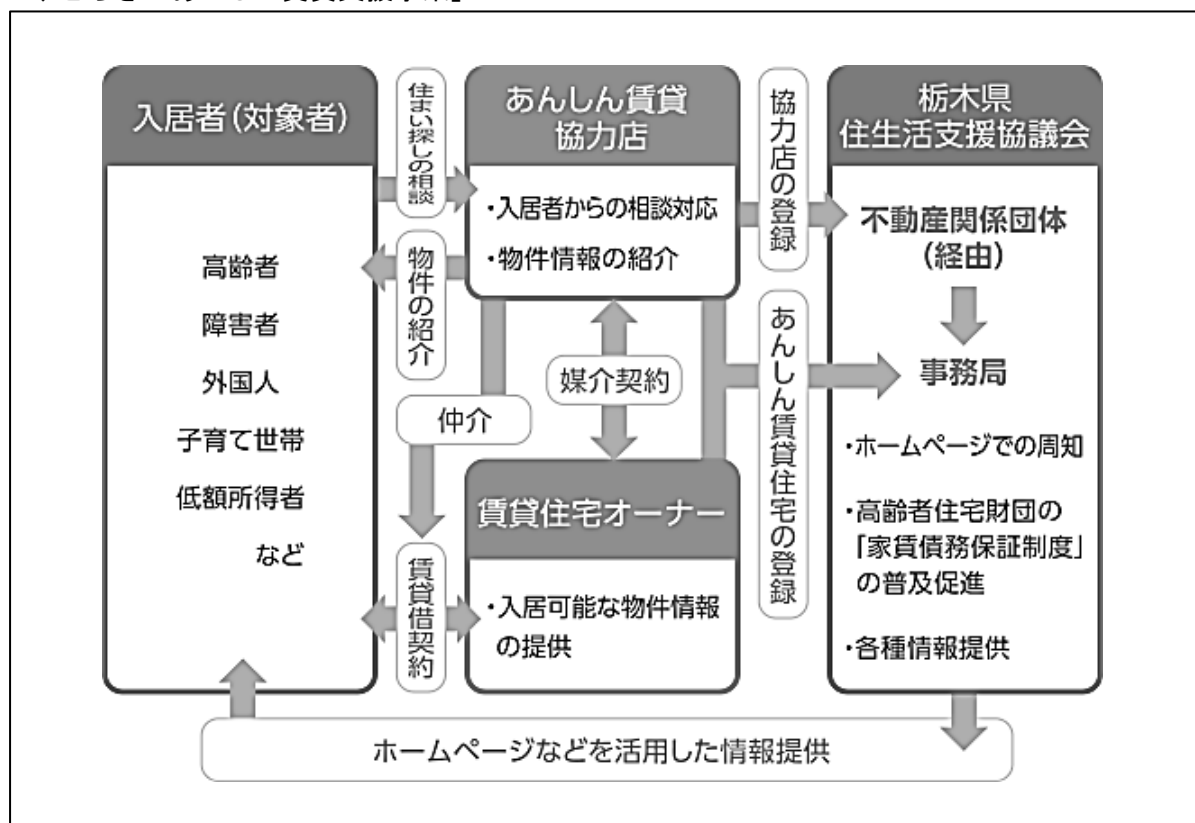
「働く場」に関しては、障がい者に対する就労継続支援、生活困窮者に対する生活困窮者自立支援制度（就労準備支援・就労訓練）を基本としつつ、相談に際して早期に支援に結び付けられるよう理解を深めるなど、全世代型対応に向けた体制整備が必要です。

◇住宅セーフティネットの体系



資料：栃木市住宅課

◇とちぎ「あんしん賃貸支援事業」



資料：栃木県住生活支援協議会

基本方針3 契約社会への対応

平成12年の社会福祉法の改正により、福祉制度は措置制度から契約制度へと大きく変わることとなりました。このため、事業者や施設、福祉サービスの内容等についての開かれた情報と、適切な評価が求められることとなっています。本市では、市立保育園において福祉サービス第三者評価により、取り組みを評価し、その情報を公開するとともに、サービスの質の向上に取り組んでいます。

また、平成12年の新しい制度の創設と共に、契約が困難な方への支援策として成年後見制度が制定されましたが、制度の普及や制度の利用等に課題がみられることから、正しい利用と普及促進に努めることが必要となっています。

本市においては、判断能力に欠ける、または不十分な方の権利を擁護し、誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくりを進めるために「栃木市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用促進を図ることとしており、本計画並びに関連する「栃木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」及び「栃木市障がい福祉プラン」と整合・連携を図り、取り組んでいくこととします。



基本目標 3 地域力の強化と福祉サービスの適切な利用

基本方針 1 地域の協議の場と集いの場

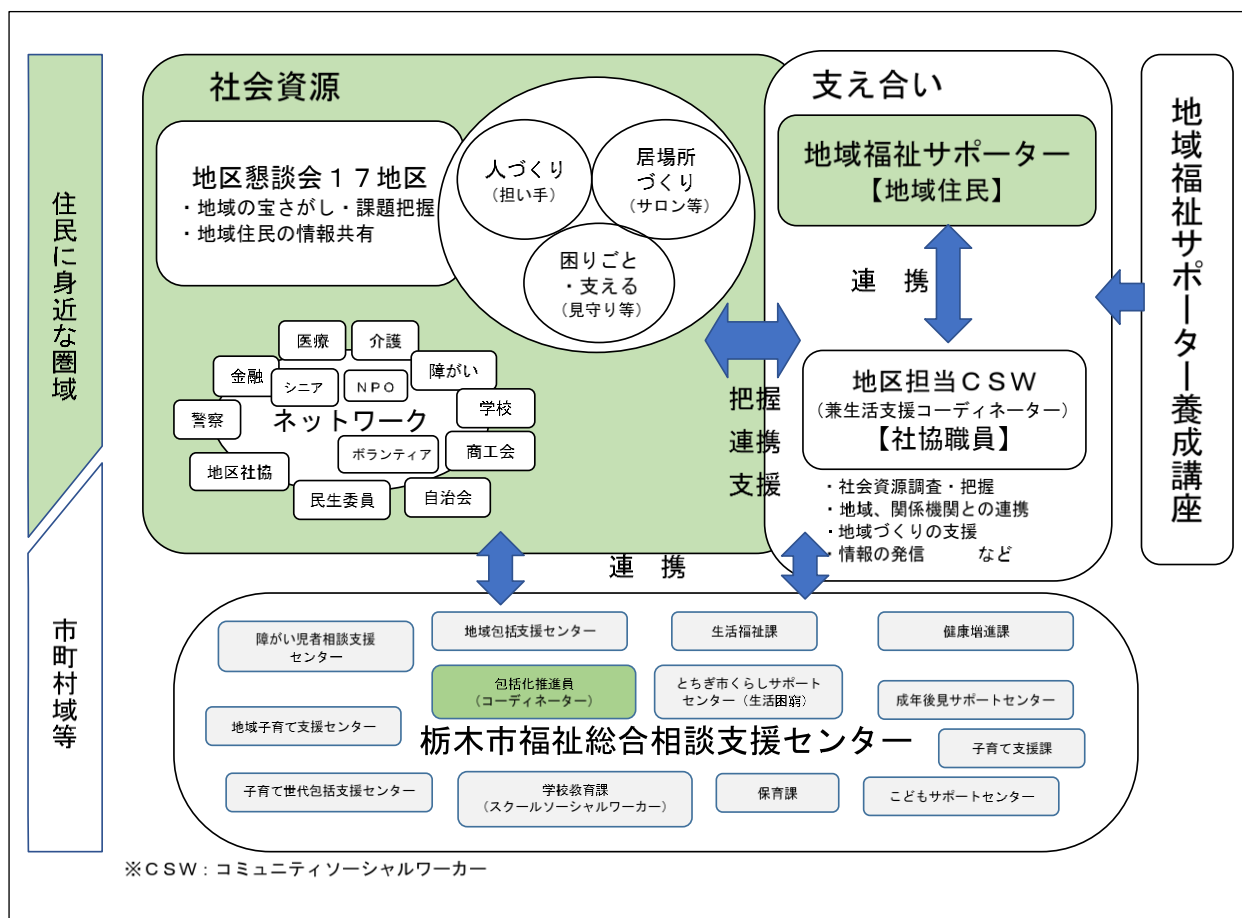
近隣のつきあいが希薄化している中、市民が地域生活課題を「我が事」として主体的に捉え、人と制度が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生社会を実現するためには、地域で考え、地域課題の解決に向けて活動していく力（地域力）を強化していく必要があります。

本市においては、平成 29 年度より国のモデル事業である「地域力強化推進事業」に取り組み、市内 17 地区に地区担当 C S W を配置して地区懇談会を開催し、地域ニーズや生活福祉課題について協議し、情報の共有を図るなどの活動を行ってきました。

その一つ「岩舟地区」は、前述のとおり、第 2 層と第 3 層の 2 つの層の協議体を組織し、地域課題の把握等に取り組んでおり、今後、各層で解決困難な地域課題を検討・協議する「ちーむわがまる」などの体制を整備することにより、互助による課題の解決に取り組むこと等が期待されます。

この「岩舟地区」の取組を一つのモデルとして、地区住民が気軽に立ち寄り、話ができる居場所の設置や、協議体等体制の整備と運営支援など、市内 17 地区が地域力の強化に向けて取り組んでいけるよう、栃木市社会福祉協議会等の関係機関と協働して活動を支援していきます。

◇地域力強化推進事業概念図



基本方針２ 地域づくりとワンストップサービス

本市では国のモデル事業として、多機関協働による包括的支援体制構築事業に取り組んでおり、栃木市保健福祉部長をセンター長とする「栃木市福祉総合相談支援センター」を組織し、関係機関による「相談支援機関ネットワーク」、実務者会議としての「相談支援包括化推進会議」等により、体制構築に取り組んでいます。

この「栃木市福祉総合相談支援センター」及び「相談支援機関ネットワーク」を基礎として、ワンストップ型総合相談窓口体制を整備するとともに、複合課題や制度の狭間問題などにも適切に対応できる全世代対応の包括的支援体制の構築に引き続き取り組みます。

◇ワンストップ型総合相談窓口（栃木市福祉総合相談支援センター）・イメージ

